

会費規程

(本規程制定の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会が定款第8条第1項の定めにより社員総会（以下「総会」という。）が決議して徴収する正会員の会費および賛助会員会費について、必要な事項について定める。

(本会の会費)

第2条 本会の会費は会員（正会員）の会費および賛助会員の会費の2種類とする。正会員の会費の額は年額10,000円とする。賛助会員の会費の額は、理事会が決定した額とする。

(正会員の会費の用途)

第3条 正会員の会費は、毎事業年度における会費合計額の30%以上を共益事業に配賦する。

(正会員会費の納入方法)

第4条 正会員は、会費の納入を指定口座への振り込み、クレジット決済の利用若しくは、協会事務局職員、支部役職員に現金を渡すことのいずれかにより、定款第8条第1項が定める納入期限までに行うことを要する。ただし、新規正会員は入会時に納入するものとする。

(正会員の会費の減免措置の総会提案)

第5条 定款第8条第2項が定める総会が、会員の事情に応じた正会員会費の減免額を決定することができる場合は、次のような場合およびそれに準じる場合とし、その額は理事会が提案し総会で決定する。なお、役員および会員は納入会費の額の多寡をもって、総会における議決権行使をはじめ、当該会員の会員権の行使を侵してはならない。

当該会員が被災したときは、被災の程度により被災した年度の会費の全額までの減免、もしくは当該年度の会費が既納されている場合、翌年度の会費の減免措置とする。

(賛助会費)

第6条 賛助会員の会費の取り扱いは、正会員の会費の取り扱いに準じる。

2. 賛助会員が、賛助会費にかえ寄附金の授与を申し出てきた場合には、当該寄附金の額が理事会の決定した賛助会費の額を超えるものであることを条件に、この申し出を受け入るものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

令和5年6月24日 一部改正